

## 郡山市行財政改革推進委員会の開催について

平成 29 年 11 月 24 日  
郡山市総務部  
行政マネジメント課  
担当：二瓶 浩之  
TEL：924-3431

本市では、地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、効果的・効率的な行財政運営の推進を図るため、郡山市行財政改革推進委員会を設置しているところであります。

この度、平成 29 年度第 2 回の委員会を下記により開催します。

## 記

- |       |   |
|-------|---|
| 1 名称  | 郡山市行財政改革推進委員会                               |
| 2 日時  | 平成 29 年 11 月 28 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分 |
| 3 会場  | 市役所 西庁舎 5 階 5-1-2 会議室                       |
| 4 委員  | 別紙名簿のとおり                                    |
| 5 内容  | ・郡山市行財政改革大綱（素案）について                         |
| 6 その他 | 公開（傍聴可）                                     |

## 郡山市行財政改革推進委員会委員名簿

(50音順 敬称略)

氏 名	団体の役職名等
筋 勇 二	株式会社 第一不動産鑑定所 代表取締役
伊 藤 清 郷	郡山商工会議所 副会頭
伊 藤 啓 子	郡山市私立保育園 連絡協議会 理事
齋 藤 康	東邦銀行郡山営業部 渉外課 課長代理
鈴 木 和 隆	うつくしまNPOネットワーク 理事兼事務局長
鈴 木 孝 子	有限会社 鈴木農園 取締役
内 貴 滋	帝京大学 経済学部地域経済学科教授
難 波 朝 重	社会福祉法人 郡山清和救護園理事長
橋 本 智 恵	税理士・司法書士
林 隆 史	新潟大学工学部教授 会津大学客員教授
横 山 智 恵	公募委員
渡 辺 秀 則	連合福島郡山地区連合会 副議長

## 郡山市行財政改革推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 現下の地方行財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、来たるべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営の推進を図るため、郡山市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関する基本的事項
- (2) 行財政改革大綱の進捗状況に関する事項
- (3) その他行財政改革の推進に関する事項

2 委員会は、前項に掲げる事項について、必要に応じ、郡山市行財政改革推進本部に対して提言又は助言を行うことができる。

### (委員)

第3条 委員会の委員は、12人以内とし、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

2 郡山市行財政改善懇談会設置要綱（昭和60年12月10日制定）は、廃止する。

### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。